

## ○審議会等の会議の公開に関する指針

平成22年3月19日訓令第3号

## 改正

平成26年11月25日訓令第11号

## 審議会等の会議の公開に関する指針

## 1 目的

この指針は、審議会等の会議を公開することにより、審議の状況を明らかにし、審議会等の透明性の向上を図るとともに、町民の町政への理解と信頼を深め、もって公正で開かれた町政を推進することを目的とする。

## 2 対象とする審議会等

この指針の対象とする審議会等とは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づく附属機関及び要綱等により設置された附属機関に準ずるもののうち、町の各種施策の計画作成、企画立案、政策決定等の過程において、町民の意見や専門的見識等の反映及び公正の確保を図るため、町民、学識経験者等を構成員として設置されたもの（以下「対象審議会等」という。）とする。ただし、法令、条例又は規則により、審議会等の会議が非公開とされているものを除く。

## 3 公開基準

対象審議会等の会議は、原則として公開するものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、会議の全部又は一部を公開しないことができる。

- (1) 四万十町情報公開条例（平成18年四万十町条例第10号）第6条各号に規定する情報に該当する事項について審議等をする場合
- (2) 公開することにより、公正又は円滑な審議が著しく阻害され、会議の目的が達成されないと認められる場合

## 4 公開又は非公開の決定

対象審議会等は、「3 公開基準」に基づき、次のいずれかをあらかじめ決定すること。

- (1) 公開
- (2) 非公開

## 5 公開の方法

- (1) 対象審議会等の会議の公開は、会議の傍聴を希望する者に当該会議の傍聴を認めることに

より行う。

(2) 対象審議会等は、公開する会議において傍聴を認める者の定員をあらかじめ定め、当該会議の会場に一定の傍聴席を設けるよう務めるものとする。

(3) 対象審議会等は、公開にあたり、会議が公正かつ円滑に行われるよう会場の秩序維持に努めるものとする。

## 6 会議開催の周知

対象審議会等は、公開の会議を開催するにあたっては、原則として当該会議開催の1週間前までに次の事項を掲載したうえ、四万十町公告式条例（平成20年四万十町条例第3号）第2条第2項に定める掲示場に掲示するとともに、当該お知らせに掲げる事項を町ホームページに掲載するものとする。

(1) 対象審議会等の名称

(2) 開催日時

(3) 開催場所

(4) 議題

(5) 傍聴者の定員

(6) 傍聴手続

(7) 公開、非公開の掲載

(8) 問い合わせ先

(9) その他必要な事項

## 7 会議録の作成及び公表

(1) 対象審議会等は、会議終了後速やかに、当該会議の会議録を作成するものとする。会議録は、当該会議における審議内容、審議経過等を町民が十分理解できるような形式とするよう務めるものとする。

(2) 対象審議会等は、会議資料（非公開情報に係る資料及び参考資料等を除く。）、委員氏名、会議録及び答申、提言等を町民の閲覧に供すること、四万十町ホームページ（以下、「町ホームページ」という。）に掲載すること等により、審議状況を公表するよう務めるものとする。

(3) (1)、(2)に定めるもののほか、対象審議会等は、その活動状況について、情報の提供に努めるものとする。

一部改正〔平成26年訓令11号〕

**附 則**

この指針は、平成22年4月1日以降に開催される審議会等の会議から適用するものとする。

**附 則**（平成26年11月25日訓令第11号）

この訓令は、平成26年12月1日から施行する。